

さいたま市告示第 1 4 7 7 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 1 条の 2 の 3 第 1 項に規定する指定納付受託者について、同条第 2 項の規定により指定したので下記のとおり告示する。

令和 7 年 9 月 1 7 日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 指定納付受託者

- (1) 名 称 三菱総研 D C S 株式会社
- (2) 事業所の所在地 東京都港区三田三丁目 5 番 1 9 号

2 指定をした日

令和 7 年 8 月 2 5 日

3 指定納付受託者が納付事務の委託を受けることができる期間

令和 8 年 1 月 2 7 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

4 納付事務に係る歳入等

市立高等学校入学選考手数料

5 連絡先

- (1) 担当 さいたま市教育委員会事務局学校教育部高校教育課高校教育係
- (2) 電話 0 4 8 （ 8 2 9 ） 1 6 7 1